

専決処分の報告について

施設の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

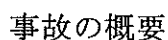


1 賠償金額

2 賠償の相手方

██████████

秦野市長 高橋 昌 和



- (1) 発生日時

(2) 発生場所

浄水管理センター第6駐車場（秦野市上大槻190番地）

- ### (3) 事故の状況

上記場所において、風によりマテバシイの木の枝が折れて垂れ下がったため、駐車してあった[]さん所有の軽自動車に接触し、その一部を損傷させた。

- #### (4) 本市の責任原因

施設の管理^{かし}瑕疵

- (5) 本市の責任割合

100パーセント